

業務説明資料

1 業務の名称

外国人留学生就職支援事業業務委託

2 履行期間

契約日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

受託者が手配した場所等

4 審査基準

別紙「企画提案書評価基準」の通り

5 契約上限金額

4,329千円（消費税及び地方消費税を含む）以内。

※企画提案書提出時には参考見積書（内訳書）を提出すること

6 通 則

本業務を施行するにあたり、業務委託契約書及び本業務説明資料に基づき、委託者と常に密接な連絡を取り、正確かつ誠実に業務を行わなければならない。

7 業務目的

外国人留学生の市内就職を促進するため、企業が求める技術等と留学生の能力をマッチングする取組やインターンシップマッチングイベントの開催及び市内企業の外国人材受け入れを促進する取組などを一体的に実施し、外国人留学生の市内就職を促進し、浜松地域における産業人材の確保を図る。

8 業務内容等

（1）外国人材雇用に関する啓発セミナーの開催

市内企業の経営者等の人事権を有する方を対象とした、外国人留学生（高度人材）の雇用促進に関するセミナーを行う。

- 業務規模：参加者数40名程度/回
- 参加対象：市内に本社または事業所・営業所があり、今後、外国人材の正規雇用を検討している企業の経営者又は人事担当者
- 実施時期：5月（1回）
- 会 場：浜松市内
- 運 営：下記のことに留意し、当日の運営を行うこと。
 - ・進行役を1名配置すること。
 - ・外国人の就職に精通した講師を起用や、採用に至った企業の成功事例の紹介を盛り込むなど、参加者確保のための工夫をすること。
 - ・受付スペースを設けること。
- そ の 他：参加者に受講アンケートを実施すること。

(2) 外国人留学生等と市内企業の合同企業説明会の開催

外国人留学生と市内企業をマッチングさせ、市内企業への就職を促進する就職直結型のイベントを開催すること。

- 業務規模：参加企業数20社程度・参加外国人留学生数40名程度
開催後のフォローアップ件数100件程度
- 参加対象：(学生) 市内外の外国人留学生及び元留学生
(企業) 市内に本社または事業所等があり、外国人材の正規雇用の意思がある企業
- 開催時期：6月頃（1回）
- 会場：浜松市内かつ外国人留学生が参加しやすい会場とすること。
- 運営：下記のことに留意し、当日の運営を行うこと。
 - ・進行役を1名配置すること。
 - ・イベント中は、外国人留学生が希望する職種や企業を聞き取るための誘導員を配置するなど、効果的にマッチングが行えるようにすること。
 - ・参加企業毎に個別の相談ブースを設けること。
 - ・受付や待合スペースを設けること。
- 通訳：受付及び各企業ブースには必要に応じて通訳を配置すること。
- その他：外国人留学生及び参加企業にアンケートを実施すること。

(3) インターンシップマッチングイベントの開催

外国人留学生の雇用について、市内企業への関心を高め市内就職を促進するため、外国人留学生と市内企業のインターンシップを促進するイベントを開催すること。

- 業務規模：参加企業数10社程度/回・参加外国人留学生数30名程度/回
- 参加対象：(学生) 市内外の外国人留学生及び元留学生
(企業) 市内に本社または事業所等があり、外国人材の正規雇用の意思がある企業
- 実施時期：適切な時期を2回分提案し、委託者と協議の上決定すること。
- 会場：浜松市内かつ外国人留学生が参加しやすい会場とすること。
- 運営：下記のことに留意し、当日の運営を行うこと。
 - ・進行役を1名配置すること。
 - ・イベント中は、外国人留学生が希望する職種や企業を聞き取るための誘導員を配置するなど、効果的にマッチングが行えるようにすること。
 - ・参加企業毎に個別の相談ブースを設けること。
 - ・受付や待合スペースを設けること。
- 通訳：受付及び各企業ブースには必要に応じて通訳を配置すること。
- その他：外国人留学生及び参加企業にアンケートを実施すること。

(4) 外国人留学生等への個別就職サポート

就職まで結びつける一体的な支援となるよう、(2) 及び (3) のマッチングイベント開催後から内定に至るまでの間に、外国人留学生からの就職に関する相談受付体制を整え、以下の内容のフォローアップを実施すること。

- ① マッチングイベント後の参加企業及び外国人留学生への意向調査
- ② 意向調査に基づいたフォローアップ（企業訪問やインターンシップの日程調整、現場へ同行等）
- ③ 日本式就職活動に適応させるための教育・支援（就活スケジュール・履歴書の書き方等）

(5) 本事業の効果的な周知・PR及び集客

- ① 受託者主体の広報活動
メディア（ホームページ・メール・SNSなど）を活用し、外国人留学生や市内企業に対して有効かつ効率的に情報を提供できるような手段を用いて、周知に努めること。
- ② 市内外の大学等と連携し、外国人留学生に事業を周知すること。

(6) その他、本業務を実施するために必要な事項

- 各イベントの事務局は受託者とし、参加申込の受付等のイベント開催に必要な事務を行える体制を整えること。
- 本事業の参加料や留学生のフォローアップ支援に関する費用は無料とする。ただし、事業に参加するための交通費や通信費等にかかる経費は、この業務の委託料では一切負担しない。
- 大学等や関係機関との連携・調整を適切に行うこと。
- 事業実施にあたっては、開催日時・会場・参加人数・参加企業数を決定する事前に、その都度報告すること。
- 委託者は、本業務の内容について必要があると認めるときは、受託者に対し業務の実施状況等について文書または口頭にて報告を求めることができる。
- 個人情報の取扱いには十分留意すること。
- 苦情等の対応体制を整えること。
- 本事業における基本的な仕様は上記のとおりであるが、企画提案書の内容により、選定業者と協議のうえ一部を変更する場合もある。
- 本事業の円滑な運営にあたり、この仕様書に定めがない事項については、その都度、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。